

人権教育及び人権啓発に関する基本計画（2次改訂素案）への意見募集（パブリックコメント）結果

◇募集期間 令和6年12月13日～令和7年1月14日

◇意見提出者 2 名

◇意見数 10 件

No.	意見の概要	市の考え方
全般について		
1	人権教育及び人権啓発の推進を第4章で分野別施策の取組をあげておられることについて、人権課題がそれぞれあることに対し、その解決に向けて目安として数値目標を設定して取り組んで欲しい。	人権問題解決のために取組むべき施策については、必要に応じて数値目標を設定するとともに、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内横断組織である「岡山市人権施策推進本部」を活用しながら、PDCAサイクルにより効果的に推進していくこととしています。
2	上記と関連することですが、庁内関係機関、関係団体と連携し、この基本計画の実施状況はどうかを、点検・見直し、随時改善できるようPDCAサイクルを活用してほしい。	
3	市政が市民の人権を保障するという視点に立ち「公権力」「社会的権力」等の関係性を主体とした「計画」に構成してください。 理由）第2次素案は人権を差別・偏見という「国民個々人の関係」に矮小化している。人権課題が存在する基本的要因を人権に対する市民の理解の不十分さ＝市民に人権認識が身につけていないことがすべての根源だ、ということに基づき策定されている計画に他ならない。本来人権とは「公権力と国民の関係」「社会的・経済的権力との国民の関係」において「社会的弱者」の人権が保障されるべきものである。	本市が行う業務の中には、公権力を使用するものもあり、間違いがあれば市民の人権を侵害する立場にあるという認識をもつことは重要なこととなります。この基本計画は人権問題に対して必要な教育や啓発の方向性を示し、人権尊重の社会を目指すことを目的に策定しています。

No.	意見の概要	市の考え方
同和問題について		
4	<p>「同和問題」の項は、岡山市の部落問題解決の到達点が反映されておらず、時代錯誤の内容であるため、整理または削除をしてください。</p> <p>理由) 部落問題は社会的に大きく解決されている。「同和对策事業特別措置法」が2002年に失効して、今日、誰が同和関係者で、どこが対象とされた地域なのかも特定できない状況。法務省の2023年「人権侵犯事件の受理及び処理件数(年間)」では、岡山県の「全種類の人権に関わる総数」138件の内、「同和問題」は3件である。現代では、総合的な人権相談などで対処できるまでに社会は醸成されている。それにも関わらず、「同和」を誇張することは、かえって「同和」を掘り起こすことにつながり、新たな差別対象者、差別対象地域を生み出す可能性もある。「部落差別の解消に関する法律」の附帯決議には、「地域社会の実情を踏まえる」「教育及び啓発を実施するに当たっては、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」とある。果たして、「計画」で挙げている施策の具体例は、岡山市の部落問題解決の到達点に即したものになっているのか疑問である。</p> <p>同和に特化した施策は不要であり、人権尊重の理念を広げることで多様な人権課題にも幅広く対応できると考える。岡山市で「同和問題」の「実態的差別」がほとんど見受けられなくなっている。「同和問題」に関する項は全体として文章量も多い。客観的な解決の現状と今日的な課題解決について再整理されるか、または削除をしてください。</p>	<p>「人権教育及び啓発に関する基本計画」は、人権課題全般に対する教育及び啓発の方向性を示したもので、同和問題を含めた分野別課題を列挙したものです。同和問題は、基本的に解決に向かってはいますが、インターネット上に差別を助長する識別情報が掲載されるなど、差別意識の解消が引き続き必要であることから、同和問題の項を削除することは考えておりません。</p>
5	<p>結婚や交際で「周囲の反対を受ける」との回答を課題としているが、意識調査の設問は「どのような人権問題が起きていると思うか」というイメージであり、かつ選択肢の中から選ばせるものである。「反対を受けた」という実態ではない。恣意的な設問であり、あたかも課題が残っているかのような印象操作はやめられたい。設問の中にある部落差別について「見たり、聞いたりした事がある」かどうかの項目についても、いつ(「最近」なのか「ずい分と昔」も含めてなのか)があいまいであり、回答の成果さに疑問が残る。それが全て現在進行中と判断され、政策として残されることに問題がある。</p>	<p>令和5年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、回答をより実態に近づけるために設問の工夫をしたところですが、次回の意識調査にあたっては検討していきたいと考えています。</p>
6	<p>インターネット上での「特定の地域を指した識別情報」の掲載は、部落問題解決に向けた国民間の自由な意見交換の場になるものも少なくない。一概に「差別意識」と言い切らない方がよいのではないかと。</p>	<p>同和問題は差別を行うことを目的として政策的・人為的に創出されたものであり、集住させられた地域は、差別の対象を固定するための地域概念とされてきたものです。よって、他の識別情報とは性質を異とするものであり、人権侵害の恐れが高いと考えています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
7	<p>「渋染一揆」は封建制度の下での闘いであるが、「部落問題」は1871年の解放令以降、先祖が封建時代に賤民身分だったという理由で受ける社会問題である。歴史の一端である「渋染一揆」が、今日の「同和問題」の解決にどう関係してくるのか、その意図が判然としない。県段階の「岡山県人権教育推進プラン」では「渋染一揆」の記述は外されている。削除されてもよいのではないかと。p.6「人権教育・啓発推進の視点」が、〔第2次岡山県人権教育推進プラン〕と全く異なるのは、なぜですか？</p>	<p>渋染一揆は、歴史上他に例を見ない人間の尊厳を守り抜く闘いであったとされており、本市では同和問題の理解と認識を深めるために有効なものと考えていることから、計画からの文言の削除はいたしません。</p>
8	<p>現代において「実態的差別」がほとんど見受けられない「同和問題」をテーマに、マスメディアの活用や、パネル展・ワークショップの開催が本当に出来るのでしょうか？ 部落の掘り起こし、部落出身者などと新たな分断になり兼ねない時代錯誤の啓発である。これこそ「差別を助長する」ものであり、部落問題を解決してきた到達に逆行してしまいます。記述の削除を強く求めます。</p>	<p>同和問題に関する正しい知識を学ぶことは大変重要であることから、引き続き様々な媒体を活用した啓発や市民が参加できるパネル展等を、継続して実施していきたいと考えています。</p>
9	<p>「職業選択の自由」が記載されていますが、雇用・就労面で実態的差別が発生している、と市民に誤解を与えてしまうものになります。削除を求めます。（「現状と課題」との関連性がみえません）</p>	<p>近年、就職差別に関する相談はありませんが、令和5年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」でも起きている人権問題として「就職・職場で不利な扱いを受けること」との回答が16.5%あり、引き続き、職業選択の自由が阻害されない取り組みは必要と考えています。</p>
10	<p>「えせ同和行為」は反社会的犯罪行為です。「同和問題」とは切り離して考えるべきではないでしょうか。（「現状と課題」との関連性がみえません）</p>	<p>えせ同和行為は、同和問題の解決を阻むものであり、関係機関と連携して排除に向けて取り組むこととしています。</p>